

議案第 22 号

境界変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 5 項の規定により、かすみ  
がうら市と土浦市との境界変更に伴う財産処分を、別記のとおり関係市協議の  
うえ定めたいので、同条第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

別 記

境界変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、土浦市とかすみがうら市との境界変更に伴う財産処分は、次のとおりとする。

なお、この効力は、境界変更の効力の発生する日から生ずるものとする。

令和4年 月 日 提 出

土浦市長 安 藤 真 理 子

かすみがうら市長 坪 井 透

- 1 かすみがうら市が所有する次の土地は、境界変更にかかわらず従前のおりかすみがうら市が所有する。

かすみがうら市稲吉二丁目2613の7の一部、2618の3の一部、2618の5の一部の区域に隣接する道路である公有地の全部